

第 1 回

北播磨総合医療センター 企業団議会定例会会議録

平成 2 2 年 3 月

北播磨総合医療センター企業団

議 案 の 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	議 決 年月日	議決の 結 果
報 告 第 1 号	専決処分について（北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 2 号	専決処分について（北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 3 号	専決処分について（北播磨総合医療センター企業団公告式条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 4 号	専決処分について（北播磨総合医療センター企業団の休日を定める条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 5 号	専決処分について（北播磨総合医療センター企業団職員定数条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 6 号	専決処分について（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 7 号	専決処分について（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 8 号	専決処分について（証人等の費用弁償に関する条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 9 号	専決処分について（企業長等の給与等に関する条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 1 0 号	専決処分について（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について）	H22. 3. 4	承 認
報 告 第 1 1 号	専決処分について（平成 2 1 年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算）	H22. 3. 4	承 認

議 案 の 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	議 決 年月日	議決の 結 果
第 1 号 議 案	北播磨総合医療センター企業団監査委員 条例の制定について	H22. 3. 4	可 決
第 2 号 議 案	北播磨総合医療センター企業団情報公開 条例の制定について	H22. 3. 4	可 決
第 3 号 議 案	北播磨総合医療センター企業団個人情報 保護条例の制定について	H22. 3. 4	可 決
第 4 号 議 案	北播磨総合医療センター企業団人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例の制 定について	H22. 3. 4	可 決
第 5 号 議 案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関 する条例の制定について	H22. 3. 4	可 決
第 6 号 議 案	北播磨総合医療センター企業団職員定数 条例の一部を改正する条例の制定につい て	H22. 3. 4	可 決
第 7 号 議 案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	H22. 3. 4	可 決
第 8 号 議 案	平成 2 2 年度北播磨総合医療センター企 業団病院事業会計予算	H22. 3. 4	可 決
第 9 号 議 案	監査委員の選任につき同意を求めること について	H22. 3. 4	同 意

第 1 回（平成 2 2 年 3 月）
北播磨総合医療センター企業団議会定例会会議録

◇ 第 1 回北播磨総合医療センター企業団議会定例会議事日程及び会議に付した事件

平成 2 2 年 3 月 4 日（木）午後 2 時開会

- | | | |
|------|---------------------------|-------------------------|
| 第 1 | 仮議席の指定について | |
| 第 2 | 議 員 提 出 | 北播磨総合医療センター企業団議会会議規則の制定 |
| | 議 案 第 1 号 | について |
| 第 3 | 議 員 提 出 | 北播磨総合医療センター企業団議会傍聴規則の制定 |
| | 議 案 第 2 号 | について |
| 第 4 | 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について | |
| 第 5 | 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について | |
| 第 6 | 議席の指定について | |
| 第 7 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 8 | 会期の決定について | |
| 第 9 | 議 員 提 出 | 北播磨総合医療センター企業団議会事務局設置条例 |
| | 議 案 第 3 号 | の制定について |
| 第 10 | 議 員 提 出 | 専決処分の委任について（企業長専決処分事項の指 |
| | 議 案 第 4 号 | 定について） |
| 第 11 | 報 告 第 1 号 | 専決処分について（北播磨総合医療センター企業団 |
| | | 病院事業の設置等に関する条例の制定について） |
| 第 12 | 報 告 第 2 号 | 専決処分について（北播磨総合医療センター企業団 |
| | | 議会の定例会の回数を定める条例の制定について） |
| 第 13 | 報 告 第 3 号 | 専決処分について（北播磨総合医療センター企業団 |
| | | 公告式条例の制定について） |
| 第 14 | 報 告 第 4 号 | 専決処分について（北播磨総合医療センター企業団 |
| | | の休日定める条例の制定について） |
| 第 15 | 報 告 第 5 号 | 専決処分について（北播磨総合医療センター企業団 |
| | | 職員定数条例の制定について） |
| 第 16 | 報 告 第 6 号 | 専決処分について（議会の議員その他非常勤の職員 |
| | | の公務災害補償等に関する条例の制定について） |
| 第 17 | 報 告 第 7 号 | 専決処分について（特別職の職員で非常勤のものの |
| | | 報酬及び費用弁償に関する条例の制定について） |

第18	報告第8号	専決処分について（証人等の費用弁償に関する条例の制定について）
第19	報告第9号	専決処分について（企業長等の給与等に関する条例の制定について）
第20	報告第10号	専決処分について（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について）
第21	報告第11号	専決処分について（平成21年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算）
第22	第1号議案	北播磨総合医療センター企業団監査委員条例の制定について
第23	第2号議案	北播磨総合医療センター企業団情報公開条例の制定について
第24	第3号議案	北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例の制定について
第25	第4号議案	北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
第26	第5号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
第27	第6号議案	北播磨総合医療センター企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第28	第7号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第29	第8号議案	平成22年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算
第30	第9号議案	監査委員の選任につき同意を求めることについて

◇ 出席議員

1番	藤本幸作	2番	鈴垣元
3番	藤原健	4番	大眉均
5番	立石豊子	6番	松井精史
7番	竹内修	8番	穂積豊彦
9番	加岳井茂	10番	岡嶋正昭

◇ 欠席議員（なし）

◇ 説明のため出席した者

企業長 蓬 萊 務
事務局長 西 本 則 彦

副企業長 藪 本 吉 秀

◇ 職務のため出席した事務局職員

主幹 小 西 桂 一

主査 財 田 英 樹

◇ 議 事

○事務局主幹（小西桂一）

本企業団議会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、企業団議会の最初の本会議でございますので、僭越ではございますが、事務局で最初の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、地方自治法第107条の規定に従いまして、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっておりますので、本日の出席議員中、鈴垣元議員が年長議員でございますので、鈴垣議員に臨時議長の職務をお願いいたします。それでは、鈴垣議員、臨時議長席へお移りください。

【鈴垣元議員 臨時議長席に着席】

<開会>

○臨時議長（鈴垣 元）

ただ今、ご指名をいただきました鈴垣でございます。年長の故をもって、臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、第1回北播磨総合医療センター企業団議会定例会を開会いたします。

<企業長開会あいさつ>

○臨時議長（鈴垣 元）

この際、蓬萊企業長のあいさつがございます。

○企業長（蓬萊 務）

第1回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の開会に当たりまして、企業長としてごあいさつを申し上げます。

第1回企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私何かとご多用の中、ご出席を賜り、ここに開会の運びに至りましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

企業団議会の記念すべき第1回の開会に際しまして、この場に立ち会えることの喜び、むしろ責任と申し上げた方がよろしいかもしれませんが、ひしひしと感じております。

両市にとっては、新たな創造と変革に対するチャレンジであり、全国的にも例を見ない壮大なチャレンジであると思っております。したがって、どうすれば成功させることができるかであり、ネガティブではなくいわゆるポジティブシンキング、前向きに、いかに考えていくかと言うことがこの企業団に課せられた使命であり、特に留意しなければならないことであろうと、このような思いを持っているところであります。

振り返ってみますと、去る平成19年、今から約3年前、神戸大学から、北播磨5市1町での病院統合の提案があり、その後、北播磨圏域内での調整、また加東市との調整などを経て、最終的には平成20年10月に三木市と小野市の統合が合意に至った経緯につきましては、すでにご承知のとおりでございます。

昨年5月に統合病院の建設に向け、具体的な検討を進める協議会を立ち上げ、神戸大学をはじめ、医師会や議員の方々の参画を得まして、10月には基本構想・基本計画がまとまりました。

この統合のポイントは、神戸大学の提案により両市が合意し、進める。このことが全国的に例を見ないチャレンジであり、オンリーワンの事業である。その認識をしっかりと押さえておく必要がると思います。

これを受けまして、昨年12月の両市議会で企業団規約のご承認をいただき、今年1月21日には、兵庫県知事から企業団設立の許可を受け、本日、企業団議会の開会の運びとなりました。

両市議会議員の皆様方には、多大なるご理解とご協力を賜りましたことを、改めまして、衷心より厚くお礼申し上げます。

今後は、平成25年10月にプレオープン、フルオープンは現段階での構想では28年になり、6年後となります。そのような観点からしますと、北播磨5市1町を取り巻く病院の現在の状況は、平成21年度決算見込みでは、総額で約31億円の赤字が出ることであります。どこも赤字で、非常に厳しい環境にあります。

そのような中で、7、8年後を考えますと、医師を取り巻く環境も国、県、市の人口は減少し、果たしてどのような状況になるかと考えます。新臨床研修医制度も10年が経ち、医師不足と人口減少は今後どのような形で推移するか、いろいろ予想されることがあります。

一方、私は長年民間に居りましたので、海外進出計画等に関わって参りま

した。投資の観点から考えると、今は金利が2%程度で円高であり、通常デフレ現象でありますので、最も投資には計量では望ましい時期であり、またとないチャンスであります。行政は経営であると考えますと、投資はチャンスというのは、まさにこのことであります。

そのようなことから25年10月のオープンをめざして、フルオープンが28年になることにご理解いただきながら、今後、北播磨総合医療センターの建設、そして開設準備を着実に進めて参る所存でございますので、今後とも、絶大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、定例会に上程させていただいております案件につきましては、専決処分の報告11件、条例の制定7件に加えて、平成22年度企業団病院事業予算、監査委員の選任同意を合わせまして、合計20件となっております。

何とぞ、議員各位におかれましては、一層の御精励を賜りまして、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会のごあいさつといたしますが、初めての議会と言うこともありますので、少し補足説明をさせていただきます。

企業長と副企業長の関係でございますが、わかり易く言いますと、適切かどうかわかりませんが、民間会社ですと代表取締役社長と代表取締役副社長で、どちらにも代表権のある社長、副社長ですので対等の立場であります。

企業長として説明や答弁申し上げる中で、副企業長からも対等な立場で、答弁なり説明を申し上げることがありますので念頭にお置きください。このことは、副企業長の三木市長様にもその旨、ご理解賜っていることを付け加えさせていただきます。

一方、小野市長であります私の場合は、ごみ処理施設、農業共済、斎場の運営、北播衛生、看護学校の5つの一部事務組合の管理者又は副管理者をしており、このような議会にも出席しております。

この企業団は、6つ目となります。この企業団の在り方や運営、あるいは議会の対応について、どのようにしていくか、皆様方の思いと異なることが出てくるかもしれません。

慣例は判例とも言いますので、一部事務組合のやり方がございまして、ご理解いただけないところがありましたら、改善すべきところは改善したらよいと考えております。例えば、私が管理者の一部事務組合は、できるだけ議場のように演台を置き、そこで発言をしています。

私が就任して12年目ですが、一部事務組合の議会での質問はほとんどなかったのですが、2年前から一部事務組合も活性化しなくてはならないと考え、小野市が管理者の組合は、ご質問が頂ける環境づくりを行ってまいりま

した。今日のご質問もあるようですので、方向性としては望ましいことと理解しております。

一部事務組合といえども、市の本議会と同じように変えていくべきは変えていく。一方では、一部事務組合の本会議に先立って、事前に詳細な事柄までご説明する場合は、別途別室で議員協議会を開催することもあります。そのようなことをしながら、ご理解を賜ることが必要であれば今後行ってまいります。協議会や臨時会を開催するなど、大いに論議をすることは望ましいと考えています。

地方議会も、一部事務組合議会もそうありますが、今まではこうであったという前例を踏襲することはなく、かくあらねばならないという固定観念にとらわれず、変えていくべきは変えていく。

ただ、ネガティブシンキングではなく、ポジティブシンキングに徹することだけは、はっきりと申し上げておきます。その点を企業長として、皆様をお願いするとともに、私たちもそのつもりで、皆様に誠意をもって対応してまいります。

どうすれば前例を見ない新しい病院が、この地域にとって冠たるものになるためには、私たちは何を果たすべきなのか、何の成果を出すべきか、しっかりと押さえていくことを心に誓いながら、初めての議会でございますので、補足説明をさせていただきます、私のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました、どうかよろしくお願いいたします。

<開議>

○臨時議長（鈴木 元）

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、現在の出席議員は10名でございます。

次に、今期定例会に提出されます議案並びに本日の議事日程表は、既にお手元に配布いたしましたとおりでございます。

次に、地方自治法第121条の規定によりまして、説明のため今期定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元へプリントにて配布いたしますので、朗読を省略させていただきます。

報告事項は、以上でございます。

<日程第1 仮議席の指定について>

○臨時議長（鈴木 元）

これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定についてであります。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今ご着席の議席を仮議席として指定いたします。

(日程第2・3 議員提出議案)

○臨時議長(鈴垣 元)

次に、日程第2、議員提出議案第1号及び日程第3、議員提出議案第2号を一括して議題といたします。

これらの議案の提案者及び賛成者は、議員全員でありますので、議員を代表して4番、大眉均議員から提案理由の説明をお願いいたします。

【「議長、4番」の声あり】

○臨時議長(鈴垣 元)

4番、大眉 均議員。

○4番(大眉 均議員)

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず議員提出議案第1号、北播磨総合医療センター企業団議会会議規則の制定につきましては、企業団議会の会議における議事日程、会議録、議案の提出方法のほか、請願、規律など、議会運営について、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に議員提出議案第2号、北播磨総合医療センター企業団議会傍聴規則の制定につきましては、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、企業団議会の傍聴に関し、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項など、必要な事項を定めようとするものでございます。

以上で、ただいま上程いたしました議案の説明を終わります。どうか慎重なるご審議によりまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○臨時議長(鈴垣 元)

お諮りいたします。ただ今の議案は、議員全員から提出されたものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○臨時議長(鈴垣 元)

ご異議なしと認めます。これより、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○臨時議長（鈴木 元）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
直ちに議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を公布いたします。
公布するまでの間、暫時休憩いたしますので、自席で待機願います。

【暫時休憩・臨時議長退席・会議規則及び傍聴規則の署名】

【臨時議長着席・事務局から規則を公布した旨を臨時議長に報告】

○臨時議長（鈴木 元）

事務局から公布が完了した旨の報告がありましたので、会議を再開いたします。

＜日程第4 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について＞

○臨時議長（鈴木 元）

日程第4、北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○臨時議長（鈴木 元）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○臨時議長（鈴木 元）

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。
それでは、北播磨総合医療センター企業団議会議長に1番、藤本幸作議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、臨時議長が指名いたしました藤本幸作議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

＜議長就任あいさつ＞

○臨時議長（鈴木 元）

ご異議なしと認めます。よって、藤本幸作議員が当選されました。この宣告をもって当選通知にかえます。

ただ今、議長に当選されました藤本幸作議員から、就任のごあいさつがご

ざいます。

○議長（藤本幸作）

議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員各位のご推挙によりまして、不肖、私が北播磨総合医療センター企業団議会議長の要職につかせていただくことになりました。

また、企業団の議会といたしましては、初代の議長という栄誉を賜り、誠に身に余る光栄でございまして、衷心より感謝と御礼を申し上げますとともに、その責任の重大さを痛感いたしている次第でございます。

私は、もとより浅学非才の身であります。北播磨総合医療センターの整備と企業団議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。何とぞ同僚の議員各位をはじめ、理事者、関係各位におかれましては、さらなるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（鈴垣 元）

以上をもちまして、私の職務は終わりました。皆様方のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

それでは、議長席を交替いたします。

【鈴垣元議員 議席に着席。藤本幸作議員 議長席に着席】

<日程第5 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について>

○議長（藤本幸作）

それでは議事を継続いたします。

日程第5、北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、北播磨総合医療センター企業団議会副議長に10番、岡嶋正昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名いたしました岡嶋正昭議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって、岡嶋正昭議員が当選されました。この宣告をもって当選通知にかえます。

ただ今、副議長に当選されました岡嶋正昭議員から、就任のごあいさつがございます。

<副議長就任あいさつ>

○議長（岡嶋正昭）

副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この度、議員各位のご推挙によりまして、不肖、私が北播磨総合医療センター企業団議会副議長の要職につくことになりましたことは、この上もなく光栄に存じますとともに、議員各位に対しまして心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

もとより微力ではございますが、藤本議長のもとで、企業団議会の充実と円滑な運営のため、全力を傾注する所存でありますので、議員各位の一層のご指導とご支援をお願いを申し上げるものでございます。

また、企業長をはじめ、関係の皆様方には何かとお世話になることと存じますが、格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤本幸作）

それでは岡嶋正昭議員、副議長席へお移りください。

【岡嶋正昭議員 副議長席に着席】

<日程第6 議席の指定について>

○議長（藤本幸作）

次に日程第6、議席の指定についてであります。

お諮りいたします。議席につきましては、議長より指定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。

議席は、先ほど仮議席として指定いたしました席を議席と指定いたします。

<日程第7 会議録署名議員の指名について>

○議長（藤本幸作）

次に、日程第7、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、議長より指名いたします。

2番、鈴垣元議員、9番、加岳井茂議員、以上2名にお願いいたします。

<日程第8 会期の決定について>

○議長（藤本幸作）

次に、日程第8、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

<日程第9・10 議員提出議案>

○議長（藤本幸作）

次に、日程第9、議員提出議案第3号及び日程第10、議員提出議案第4号を一括して議題といたします。

これらの議案の提案者及び賛成者は、議員全員でありますので、議員を代表して6番、松井精史議員から提案理由の説明をお願いいたします。

【「議長、6番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

6番、松井精史議員。

○6番（松井精史）

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず議員提出議案第3号、北播磨総合医療センター企業団議会事務局設置条例の制定につきましては、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、企業団に事務局を設置することについて、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に議員提出議案第4号、企業長専決処分事項の指定につきましては、交通事故等、企業団の義務に属する損害賠償事務を円滑に行うことにより、当該事故等の早期解決を図るため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、あらかじめ企業長において専決処分することを委任しようとするものでございます。

以上で、ただいま上程いたしました議案の説明を終わります。どうか慎重

なるご審議によりまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤本幸作）

お諮りいたします。ただ今の議案は、議員全員から提出されたものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。これより、議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

<日程第11～30 企業長専決処分・議案>

○議長（藤本幸作）

次に、日程第11、報告第1号から日程第30、第9号議案までを一括して議題といたします。

蓬萊企業長から提案理由の説明を求めます。

<企業長提案理由説明>

○企業長（蓬萊務）

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報告第1号から報告第11号までは、専決処分についての報告でございます。

これにつきましては、本年1月21日に兵庫県知事から企業団の開設許可をいただき、その時点で整備しておかなければならない条例及び平成21年度予算につきまして、本日まで企業団議会を開くことができませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とさせていただきましたもので、本日、同条第3項の規定に基づき、ご報告を申し上げますので、ご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます。

まず報告第1号、北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の制定につきましては、地方公営企業法第4条の規定に基づき、病院事業の設置、経営の基本事項、企業団の組織、業務状況説明資料の作成など

について、定めたものでございます。

次に報告第2号、北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例の制定につきましては、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、企業団議会の定例会の回数を年2回と定めたものでございます。

次に報告第3号、北播磨総合医療センター企業団公告式条例の制定につきましては、地方自治法第16条の規定に基づき、条例、規程等の公表方法、掲示場所等について、必要な事項を定めたものでございます。

次に報告第4号、北播磨総合医療センター企業団の休日を定める条例の制定につきましては、地方自治法第4条の2の規定に基づき、企業団の休日について、日曜日及び土曜日、国民の休日とするなど、必要な事項を定めたものでございます。

次に報告第5号、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例の制定につきましては、企業長の事務部局の職員の定数を定めたものでございます。

次に報告第6号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害及び通勤上の災害に関する補償等について、必要な事項を定めたものでございます。

次に報告第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、公務災害補償認定委員会委員など、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めたものでございます。

次に報告第8号、証人等の費用弁償に関する条例の制定につきましては、議会などが出頭を命じた関係人などについて、その費用弁償の額及び支給方法について定めたものでございます。

次に報告第9号、企業長等の給与等に関する条例の制定につきましては、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、企業長等の給与等について、両市の市長が企業長等に就任した場合は、給与を支給しないなど、必要な事項を定めたものでございます。

次に報告第10号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきましては、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、事務機器などの長期継続契約ができるものを定めたものでございます。

次に報告第11号、平成21年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算につきましては、企業団事務局の開設に伴い、人件費等で資本的収入及び支出の予定額を1千万3千円と定めたものでございます。

報告第1号から第11号までは、いずれも緊急を要したため、専決処分したものでございまして、ここにご報告を申し上げます。

引き続きまして、条例その他の議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず第1号議案、北播磨総合医療センター企業団監査委員条例の制定につきましては、監査委員の職務、監査結果の公表、監査委員事務局の設置などについて、定めようとするものでございます。

次に第2号議案、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例の制定につきましては、三木市民及び小野市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、企業団に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた企業団の運営を行うため、企業団の情報公開について、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に第3号議案、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例の制定につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保し、企業団の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにし、企業団の公正で適正な運営を図り、個人の権利、利益を保護するため、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に第4号議案、北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、勤務条件等の人事行政の運営状況に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に第5号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、企業団議会の議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めようとするものでございます。

次に第6号議案、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会事務局及び監査委員事務局の設置に伴い、それぞれ、その部局の職員の定数を定めようとするものでございます。

次に第7号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、監査委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の報酬の額を新たに加えるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に第8号議案、平成22年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算につきましては、北播磨総合医療センターの建築に関する設計などの事業を実施するため、資本金収入及び支出の予定額を5億3千4百万2千円としようとするものでございます。

次に第9号議案、監査委員の選任につきましては、企業団の監査委員の定

数は、企業団規約の規定により、2人と定めており、新たに宮園修輔氏並びに土井嘉彦氏を選任するにつきまして、地方公営企業法第39条の2第6項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、ただいま上程いたしました議案の説明を終わります。どうか慎重なるご審議によりまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤本幸作）

これより質疑並びに一般質問に入ります。

通告により、順次、発言を許します。

5番、立石豊子議員。

【「議長、5番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

5番、立石豊子議員。

○5番（立石豊子）

立石豊子でございます。

三木市、小野市の統合病院計画を兵庫県より1月21日に開設許可をされ、北播磨総合医療センター企業団としてスタートしました。両市民の医療を守る上で、まずもって喜ぶとともに、関係各位に感謝申し上げる次第でございます。

それでは、第1回北播磨総合医療センター企業団議会を行われるに当たり、病院開設を期待する市民の声を代弁すべく、通告に基づき率直に質疑を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、第8号議案についてお尋ねします。はじめに、第4条用地整備事業で債務負担行為の限度額を12億円とされています。土地に関して私どもは、基本構想・基本計画の土地利用計画の内容しか理解をしておりません。

そこで今回、用地状況を調査したいと申し出ましたが、一議員に開示することは不公平との理由で調査をすることができませんでした。議員によって論点は異なりますし、審査、調査を拒否されることに、市民の負託を受けた議員として理解ができません。

そこで、その判断を下した企業長に、用地整備計画の詳細な情報とともに、この12億円を積算するに当たりその根拠があらうかと考えますのでお尋ねします。

第1に、用地整備事業の内容を購入費と用地造成費に分類して、それぞれの想定価格をお示してください。

第2に、購入する用地の現況、面積、坪単価をお示してください。

第3に、今後の用地取得の経緯をどのようにされるのか図示の上、ご説明ください。

次に、第3条1款資本的支出、2項病院建設事務費、15節委託費、開発支援業務委託料1,700万円が計上され、第4条の債務負担行為で3年間6,400万円が定められています。プロポーザル方式として公告され、選定委員会で決定とお聞きしています。

第1に、その選定理由と経緯についてお聞かせください。

第2に、提案業者の中での選定業者の委託料の妥当性について、どのように考えられているのかお答えください。

次に、同じく第3条1款資本的支出、2目病院建設事務費、10節印刷製本費714千円、14節広報紙配布料225千円となっています。北播磨総合医療センターの開設までの経緯、そしてその後の運営情報を市民にお知らせするとともに、全国に開設プロセスを発信し、市民は勿論、医学界においてもマグネットホスピタルとしてのモチベーションを高めていく必要があると考えますが、企業団としてどのような方法を考えているのでしょうか。ちなみに北播磨総合医療センター企業団とネットで検索しても、端々の情報しか出てまいりません。この予算で、どれくらい広報ができるのか懸念しますが、広報計画、方法をお聞かせください。以上で第1回目の質問を終わります。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

はい、どうぞ。

○企業長（蓬萊務）

先程、企業長に質問しますと言われました。これは三木市方式、小野市方式が違いかもかもしれませんが、企業長に代わって事務局が答えることは、企業長の命により答えることであり、代理で答えることは、即ち企業長が答えることであります。このようにご理解ください。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

はい、どうぞ。

○事務局長（西本則彦）

それでは、立石議員のご質問にお答えいたします。

まず、用地整備事業についてのご質問にお答えいたします。

用地整備事業費12億円は、統合病院建設経費の総額予算200億円の内数であり、あくまでも概算予算額でございます。

また、用地購入費及び用地造成費等の内訳につきましては、今後、造成工事の入札も控えておりますことから、現段階ではお答えすることができませんので、ご理解賜われますようお願いいたします。

なお、予算額につきましては、今後の事業進捗により、補正もあり得ることがございますことを申し添えさせていただきます。

次に、用地の現況、面積、単価につきまして、お答えいたします。

用地の現況は、山林であり、面積は約9ヘクタールを想定しております。

用地単価につきましては、現時点では、鑑定評価を行っていないため、確定しておりませんが、今後、鑑定評価を行って、決めてまいりたいと考えております。

次に、用地取得の経緯につきまして、お答えいたします。

図示の上で説明とのごことでございますので、議長、概略図を議員の皆様にお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（藤本幸作）

はい、お願いします。

○事務局長（西本則彦）

お手元の概略図にありますとおり、兵庫県の長寿の郷構想における市場区域は、全体で約150ヘクタールの面積がございます。その区域内に小野市土地開発公社が所有する土地が、約7ヘクタール点在しております。

今後、兵庫県と土地交換の交渉を行い、交換作業が終了次第、小野市土地開発公社が造成を行い、企業団が土地を取得する予定でございます。

次に、開設支援業務についてのご質問にお答えいたします。

まず、開設支援業務と申しますのは、北播磨総合医療センターの医療機能が的確で、効率的に発揮できるよう、運営システムの計画、医療情報システムの計画、医療機器整備の計画の策定について、委託するものでございます。

この開設支援業者の選定に当たりましては、総合的で、専門的な知識、あるいは豊富な実績、優れたアイデア、能力などを求めるため、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。

選定の理由につきましては、事業者や従事者の実績、資格、能力の書類審査、これに加えて、企画提案のヒアリング審査を実施した上で、選定委員会において、見積額を含め、総合的に評価し、最優秀と優秀の2者の業者を決定したものでございます。

次に、委託料の妥当性について、お答えいたします。

開設支援業務の委託料の予定額につきましては、各部門の業務量を洗い出し、これにかかる必要な人員数を試算して、決定いたしました。

選定業者の見積額につきましては、業者から提出された企画書のほか、見積額算出に用いた人員数に加え、他の事例などを参考にし、妥当性の検証を行った上で、現在、契約の交渉を進めているところでございます。

次に、北播磨総合医療センターの開設までの経緯を、市民の皆様にお知らせする方法について、お答えいたします。

市民の皆様へ、進捗状況等をお知らせすることは、大変重要であると考えております。

お知らせする方法につきましては、企業団ホームページにタイムリーな情報を随時、掲載していく予定でございます。先ほど、立石議員からご指摘がございましたが、今後は、ホームページを使いやすく改善してまいります。

また、企業団広報の発行も予定しております。

以上で、立石議員のご質問に対するお答えといたします。

【「議長、5番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

5番、立石豊子議員。

○5番（立石豊子）

再度の質問をさせていただきます。

まず、はじめに、小野方式、三木方式と企業長からございましたが、議員の方からの質疑に対して、しっかりと相手を指名させていただいておりますので、企業長の命によるということではなく、ご本人が答えていただきたい。また、こちらが希望する方にできない場合を心配します。

先程の説明をお聞きしますと、公社所有地と県所有地を交換し、小野市土地開発公社の所有になった建設用地を造成し、企業団が購入するという話でございましたが、市民から見て、企業団が購入する時には価格の透明性を担保しなければなりません。また、予算の補正もあり得るともお聞きしました。

そこで、用地取得の売買はいつの時点でされるのか、その想定時期についてお答えいただきたい。また、購入額の明細は、いつ教えてもらえるのでしょうか。内訳明細の項目、用地費、造成費、調整池の整備費、地元対策費その他いろいろ考えられますが、各項目を積み上げて明確に教えていただけるのか、お答えください。

開発支援業務については、開設までの医療と施設の最適を現実の形にしていかれると考えております。2者選定とお聞きしました。開設プロセスで建設内容等、市民からの意見や要望について、納得のいく対応を望みたいと思っております。このようなことも、業者の選定基準にしていいただきたい。

三木市からは、小野の総合医療センターは気持ちの上で遠いという印象が

あります。市民参画の開設プロセスをたどることは、ロコミとなり、病院経営上、プラスになるものと考えます。市民の意見を取り入れていくことも、この業務を行う上で考えていただきたい。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

蓬萊企業長

○企業長（蓬萊 務）

再質問にお答えします。

立石議員が言われていることは、できるだけ市民にわかりやすいように、そして情報開示をきちっとしてほしい。中身が分かる形にして、説得ではなく、納得できる情報開示を望むということであろうと思います。

企業団が、これからスタートしようとしている時でありますから、その段階でやり方がどうこう言われましても、私たちは立石議員の言われている方向を尊重して当然行います。情報開示につきましては、長い歴史を経て、このような病院を作ることに合意をしたわけです。したがって、その趣旨については十分理解した上で、尊重しながら応えて行きたいと思います。

それで、用地整備費につきましては、概算と申し上げましたが、基本的には土地代、工事費、まだどのような状況になるかわかりませんが、周辺整備費、具体的な要望が出てくるとは思っておりませんが、例えば企業団が病院を作ることによって、流水によりため池等に損害を与えることが明確な場合などの周辺整備費、或いは事務職員の経費、そのようなものを最終的にはいくらか費用がかかったのかについて、明らかにしたいと考えております。

そのためには、素地の状況で用地代はいくらか、造成後に用地代がいくらかになるのか、これについては、第三者の公正で公平な鑑定価格を参考にし、企業団として納得できる条件での土地を取得したいと考えております。

工事費につきましては、今の段階ではお答えしないというのは、入札制度の基本的な考え方で、一般的に予算の概算を出しますが、私が行政に入り思ったことは、行政が最も劣っているのは、物を買うことに対しての意識の無さを感じました。

こと細かく予算ベースを公開することは、民間の営業マンにとってはこれほど楽なことではない。競争の原理から言うと、予算額を公表することは、いかに質の良い業務を、いかに安く行うかということができない状況になります。そのような状況を考えますと、開示することを拒んでいるのではなく、明快な手続きを踏んだ後において、競争しうるところにおいて的確な価格交渉ができることが望ましいというためには、開示しないことで公正な価格を

設定したいと考えております。

まだ入札を控えており、特に比重を占めるのは造成工事であり、今取り巻く環境は非常に厳しい環境であり、どのような形で価格を徹底するか、如何に良いものを安く買うかと言うことの、最初の200億円の内のわずかな金額であるけれど、私たちにとっては大変な勝負となる。情報をどの時点で開示し、どの時点では開示しないのかは、戦略上、非常に重要なことです。

いつの時期に開示するのかにつきましては、土地を取得するための鑑定をし、工事の入札を行い、周辺の問題を解決していく中で、段階的には明確になるとは考えられますが、最終的には造成後の土地を企業団が買収しますので、平成23年度末から平成24年度の夏ごろになろうかと思えます。

業務の途中でのトラブル等で、これが遅れることも予想されますし、概算で12億円としておりますが、これが15億円となることもあろうかと思えます。何とか経費を抑制する努力をしていきます。結果的には、全体経費200億円の中で経費を抑制しながら、病院経営に対する負担がかからないようにしていきたいと考えております。明快に、きちっと報告したいと思っております。

結論的には、用地整備費については、積み上げ方式で進めていきますが、現段階で内訳を明確にすることはできません。

契約時における基本的な考え方は、いわゆるQCDで、品質第一、コスト、タイムリーにスケジュールを守ることが入札のベースとなる基本的な考え方ですのでご理解いただきたい。

市民にとって、分かりやすい状況を作っていくのは、当然のことと考えております。しかし、企業団が不利益を被る場合は、公表できないこともありますのでご理解ください。

【「議長、5番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

5番、立石豊子議員。

○5番（立石豊子）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

市民にわかりやすいという意味では、北播磨総合医療センターで検索ができるようホームページの改善をお願いします。また、三木の方は、総合医療センターから遠いという意識がありますので、それを意識した上で分かりやすくしていただきたい。

用地については、鑑定を入れ、積み上げ方式と、明確にお答えをいただきました。

企業団が用地を購入するときには、用地の造成を終え、山林から宅地になっているわけですが、坪単価がかなり上がるものと予想されます。経費抑制については留意いただきたい。また、小野市土地開発公社から企業団が購入するプロセスがあり、そうした中で、債務負担の補正が生じた場合は、価格について私どもも市民に説明しなければなりません。その時に、価格の公平性をどう担保されるのか。素地価格を鑑定するとのことでしたが、再度、副企業長に確認したいと思います。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

藪本副企業長

○副企業長（藪本吉秀）

このたびは、債務負担とういことで限度額を設定し、これから実際に用地取得、造成工事等を進める中で、本予算において議会の議決を賜ることになるわけであります。

企業長と基本的には、考え方は一緒でございます。今回、上程している中で、私自身自らに問いかけるという意味で改めて整理しておりますが、小野市、三木市ということではなく、2市が共同して行う企業団として用地取得等を行うことになり、小野市、三木市ということ捨てて、企業団として判断していかなければならないものと考えております。このことは理事者側も議員皆様も同じであります。

ただ、例えば小野市が、あるいは三木市が、この事業を単独で行う場合、どのようにするかと考えた場合、普通であれば企業団が、まずは用地を取得すると考えられます。企業団が用地を取得する場合にあっては、適正な価格で用地を購入するため、取得時に企業団が鑑定を行うのが普通と考えます。

このたびは、5月に小野市土地開発公社と県土地開発公社との間で等価交換により、用地を交換することになっております。

今後、企業長とも相談をしながらとなりますが、また議員の方々のご意見をうかがいながら、進めていきます。今回の場合、小野市が最終的に土地を買収されることとなります。したがって、小野市土地開発公社と県土地開発公社との交換契約が終了した時点で、小野市土地開発公社と小野市、そして企業団の三者契約を速やかにする中で、まずは企業団が用地を取得するのが、普通の事業を行うやり方であろうと考えます。

これについて、企業団として、取得前に用地の価格が適正であるかどうかを判断するため、企業団が委託し、鑑定を行い、適正な価格で取得していきます。その後、地元調整等もあり、これは企業団で処理できるものではありません。

ませんので、同時並行で、小野市土地開発公社が用地造成、開発許可等を含め進めていき、開院が遅れないように留意します。

このやり方が、企業長が答えた積み上げ方式と同じ結果になるのではないかと考えております。

現況山林の素地価格と造成後の宅地価格では、大きな開きがあると考えますが、企業団として適正な価格で購入し、それをオープンにしていく。これを考えた場合、いつの時点で企業団が鑑定を入れるのかについては、副企業長としては可及的速やかな鑑定が望ましいと考えております。その結果、三者契約をし、土地の買い戻しをした上で、造成工事を行っていくという考え方を述べさせていただきました。

なお、この点につきましては、企業長と今後、詳しく詰めさせていただきたいと考えております。

これは私の個人的な考え方ですが、用地の取得価格が議会の議決を必要とする額以上になった場合は、例えば、5月に取得することになった場合は、臨時議会を招集して審議していただくことが筋であると同時に、オープン性を高め、結果として企業長が申し上げたことと同じことに繋がると考えております。

市民の皆様に関わりやすくする点に関しましては、ホームページを充実していくだけではなく、機会あるごとに説明させていただくほか、全国自治体病院協議会などを通じて、我々の取組を全国発信していきたいと考えております。

○企業長（蓬萊 務）

先程の、三木市民の方からすれば、距離が遠くなったと言うことでありますが、どちらの病院からも5分の時間であり、感覚の上では遠くなったと思われませんが、それは小野市民、三木市民どちらも同じであります。

ただ、議員として果たしうる役割は何か、時間はそんなにかからないと言うことを、市民の皆さんにご理解いただくようにしていただきたい。どのようにしたらこの病院が上手く行くか、そのような意識改革を市民も含めて行っていくように、大いにアピールしていただくことをお願いします。

○議長（藤本幸作）

ここで暫時休憩いたします。再開は10分後といたします。

【暫時休憩】

○議長（藤本幸作）

それでは会議を再開いたします。

次に、2番、鈴垣元議員。

【「議長、2番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

2番、鈴垣元議員。

○2番（鈴垣 元）

私は、一般質問をしたいと思います。

先程もお話がありましたが、まだスタートしていない時点で、先走る質問となりますが、質問の項目は、北播磨総合医療センターの給食業務についてであります。

2月27日付けの神戸新聞に、小野市の「まちづくり女性リポーター」8人が、北播磨総合医療センター開設に向けた提言をまとめて蓬萊市長に提出した記事が載っていました。「まちづくり女性リポーター」というのは、蓬萊市長が市長になられて2年目に、市政や地域社会への女性の参加を促そうと始められた制度で、これまでも、特に女性の視点から市政に対して提言をされてきていました。

この度の提言には、インターネット予約の導入などとともに、地産地消で安全安心な食事の提供を目的にした「病院直営の給食業務」を提案されています。私も、食の安全安心が強く求められている今日ですし、三木・小野両市による統合病院ということからして、食材の調達など、なるべく地域に関わりを持ち、両市民に愛され信頼される病院を心がけることが、経営面からもプラスになっていくと考えられるが、企業長の見解をお伺いします。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

西本事務局長

○事務局長（西本則彦）

それでは、鈴垣議員のご質問にお答えいたします。

給食業務につきましては、北播磨総合医療センターの基本構想・基本計画を策定する過程においても、検討課題に上がっており、検討を行った結果、近隣病院をはじめ、多くの病院で外部委託が採用され、安全に対する実績もございますので、北播磨総合医療センターにおきましても、給食業務は、外部委託することとしております。

しかしながら、食材の地産地消につきましては、食の安全、安心、また地元農業の育成の観点から、でき得る限り、多くの地元食材を使用できるよう、業者を指導してまいりたいと考えております。

以上で、鈴垣議員のご質問に対するお答えといたします。

【「議長、2番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

2番、鈴垣元議員。

○2番（鈴垣 元）

基本構想・基本計画の中で、委託にすることは見ておりますが、小野市におきましては、学校給食については直営で行っております。地産地消については、どうしても直営でなければならないと思っております。

民間になりますと、好むと好まざるとに関わらず、利潤を追求することにならざるを得ないわけです。安い材料を使用するとなると、輸入食材を多く使うようになってしまいます。輸入食材でいろいろな問題が起こっていることは、ご承知のとおりだと思います。

三木市、小野市は田園都市で、優良な農地がたくさんあります。米や野菜をはじめとした、農産物を生産することができます。少しは高くついても、安心して利用できる食材は、民間であっても直営であっても使用していただかなければならなのですが、どうしても民間になると利益が出ないといけないため、直営を検討していただきたいと思います。

副企業長の見解をお伺いしたいと思います。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

藪本副企業長

○副企業長（藪本吉秀）

どこの市が、どのようなやり方かはさることながら、基本的には、これから三木市も小野市も、互いに手を携えて仕事を行っていただかなければなりません。地域の元気力アップの中で、地産地消は大きな課題の一つと考えております。その相手先が、小中学校の給食であったり、この統合病院も大きなマーケットになるのではないかと考えております。

そうした場合、直営でないとそれができないのかということと、委託であっても地産地消をどうリンクしていくのか、知恵を絞っていく中で、2つを満たしていくことは可能なのところもあるのではないのか。企業経営の観点からすれば、民間委託の方が好ましいことであります。

一般施策として、地産地消による差の部分、例えば補てんして補充していくとか、いろんな形で農業振興、ひいては食の安全を図っていく、そのようなことも今後考えることであります。地産地消を進める中で、民間委託もしながら現在進めているところです。

直営にこだわらなくても、地産地消を満足する方策を模索する。開院まで3年半あり、作付け計画についてもお願いしていかなくてはならないため、

計画的に進める必要があり、必ずしも直営にこだわらなくてもよいのではないかと考えております。

【「議長、2番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

2番、鈴垣元議員。

○2番（鈴垣 元）

民間委託でも、地産地消は十分進められるとの答弁でしたが、私は、どうしてもそのような方向に行かざるを得ないと思いますが、民間委託の場合は地産地消ができていく。

まだ開院までに時間があるので、直営であるとうなるか、民間であるとうなるかのシミュレーションをしていただきたいと思います。企業長の見解をお伺いします。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

蓬萊企業長

○企業長（蓬萊 務）

基本的には、副企業長のお答えしたとおりです。実際にシミュレーションすることは、必要だと思いますので検討したいと思います。ただ、答えはわかっていると思います。民であろうと官であろうと、基本的には品質が第一です。

民間企業経営だからと言っても、品質を重視せず、コストだけをという時代は終わりました。そうでなければ民間企業は、生き残り、勝ち残っていくことはできません。

そのような民間会社の意識改革が進んでいる中で、品質が第一、コストとなれば企業団職員は公務員であり、現在の両市職員の給与体系の加重平均と民間を比較すると、公務員の方が高いのに決まっているではありませんか。

また、食材をタイムリーに届けることが、農家の方ではできるでしょうか。民間であると、指定した時間に指定した量の食材を納入する指示に対して、遅れた場合は損失金額の請求、取引停止等のペナルティーが科せられる。地産地消で地元の農家に、指定期日に品揃えができなかったからと言って、売上金をカットするような厳しいことができますか。そのようなことは心情的にはできない。

やはりビジネスの世界においては、品質が第一、コスト、納期を守ることにおいて、この450床の病院のスタート時に完璧にする。サービスという質の面では、失敗は許されない。そのようなことを考えますと、食に関して

は検討を致しますが、結果としては同じことになると思います。

民間企業に対して、特定の食材について地元の食材を使うよう要求することはできます。その食材が的確に対応できることを見据えた段階で、全部を地産地消にすることは必要であると思います。将来の農業構造を考えた時は必要であると考えます。そのためには、現状を認識して、病院という高度な安全が要求される場所については、より一層のQCDが重視される機関であってほしいと考えます。

基本的な理念をはっきりさせておかないといけない。一貫した、ぶれない戦略が必要であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤本幸作）

次に、4番、大眉均議員。

【「議長、4番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

4番、大眉均議員。

○4番（大眉 均）

議論が進んでおりますので、残された部分について質問させていただきます。

報告第2号、北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例の制定についてであります。企業長から説明がありましたが、1月21日に企業団が発足して、それに伴う条例の制定が必要であったということは、議員が選出されていないこともあり分かったのですが、経過から言いますと、2月9日の三木市の議会運営員会で事務局長に出席いただき、どのようなことをこの議会でするのか説明をいただきました。

その中で、専決事項が11件あり、大まかな内容も聞きました。その後、実際に専決した中身が分かったのは2月25日でありました。せめて2月9日の議運の時に分かっていたら、私たちはもう少し早く理解ができたのではないかと考えています。

そうしたことから、専決した理由、これからの議会に付議する案件はどのようなものがあるのか。あるいは、年2回で本当に良いのかどうか。先程、企業長から2回でなくても必要があれば、議員協議会なり臨時議会を開いたらよいではないかと言っていたので、その点は理解するのですが、もう一度確認しておきたいと思います。

次に、平成21年度予算につきまして、委託料282万4千円のうち病院の開設支援業務に150万円、設計・監理業者選定支援業務委託料130万円となっており、委託先と委託内容がどのようなになっているかお尋ねします。

次に、平成22年度の病院事業会計予算について、企業債が3億2,780万円、関係市負担金2億620万円となっておりますが、これまでの統合病院の説明の中で200億円が建設費用、そのうち地域医療再生臨時特例交付金が17億円、残りの183億円の内の150億円が公立病院の再編等に係る割高対象経費として認められ、その2分の1の75億円を三木市と小野市の一般会計が出資債として借り入れ、病院に支出する。108億円を病院が事業債として借り入れする。

病院が借入した、108億円の償還金の2分の1は、両市が病院会計へ繰入ることになっており、両市が借り入れた75億円の元利償還金の50%、病院に繰入する54億円の60%が地方交付税に算入されるということで、両市の負担額は60億円になると、これまで説明を受けてきたわけです。そのうち、このたび計上されている企業債と関係市負担金は、どのように算定されたのか説明をお願いします。

次に、基本計画委託費2千万円の委託先、委託内容について説明をお願いします。

次に、実施設計委託費3億8千万円について、設計・監理業務をプロポーザル方式で募集され、2次審査の段階であると思います。設計と監理を同じ業者に委託されると思いますが、業者の選定、業務内容、応募状況、選定手順についてお尋ねします。また、監理業務の委託は、今後どうなるのか合わせてお訊ねします。

次に、開設支援委託費1,700万円、債務負担行為で開設支援業務6,400万円が計上されているが、21年度予算150万円を合わせると8,250万円になります。2月26日の統合病院建設協議会のホームページには、開設支援業務プロポーザルの結果、最優秀者としてアイテック株式会社、優秀者として株式会社医療開発研究所を選定したと発表されております。

そこで業務の内容、応募者の状況、選定経過についてお示しを願いたいのと、これらを公表することについてどのように考えられているかお訊ねします。

それと後になりましたが、土地代につきましては先ほど説明いただきましたので省略します。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

西本事務局長

○事務局長（西本則彦）

それでは、大眉議員のご質問にお答えいたします。

まず、北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例の専決処分についてのご質問にお答えいたします。

先程、ご指摘のありました専決処分の事務局からの説明が遅かったことに對しまして、非常に申し訳なく思っております。お詫び申し上げます。

兵庫県から企業団の開設許可がありましたのが、本年1月21日で、それ以降に企業団議会の議員選挙をしていただくこととなり、小野市議会では1月25日、三木市議会では2月12日に、それぞれ臨時会を開催いただき、議員をご決定いただきました経過がございます。

議員の決定以降、本日に至るまで、臨時会を開く暇もなく、専決処分とさせていただきますことにつきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、議会に付議する案件につきましては、地方自治法第96条並びに地方公営企業法第40条の規定に基づきまして、企業団病院事業会計の予算、決算並びに企業団の運営に関する条例などの案件を想定しております。

次に、定例会の回数につきましては、年2回とし、原則として2月及び8月に予定しております。

年2回の開催につきましては、議会にご審議いただく主な内容として、2月議会は新年度企業団病院事業会計予算、8月議会は前年度企業団病院事業会計決算を想定しており、2回としております。

なお、補正予算等、緊急にご審議いただく案件が発生した場合には、臨時会を開催して、対応いたしたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、平成21年度予算のうち、委託料についてのご質問にお答えいたします。

委託料282万4千円の内訳の主なものは、開設支援業務委託料として150万円、設計・監理業者選定支援業務委託料として130万円、開設支援業務の内容につきましては、先ほど立石議員にお答えしたとおりでございます。

次に設計・監理業者選定支援業務につきましては、業者選定に当たっては、公募型のプロポーザル方式を採用しており、この業務を円滑に実施するため、専門的な立場から、企画力の測定、実績評価などの方法や選定基準の策定などについて、委託したものでございます。

委託先につきましては、開設支援業務及び設計・監理業者選定支援業務につきましては、現在、契約交渉、選定作業の途中でございますので、現時点では公表を控えさせていただきたいと考えております。

次に、企業債についてのご質問にお答えいたします。

平成22年度は、全体予定事業費200億円を想定しておりますが、22年度は約2.7%の執行を見込んでおり、支出予算額は5億3,400万2千円のうち、起債対象額が5億1,400万円でございます。

起債対象額のうち、有利な交付税措置を受けることができる一般会計出資債が1億8,620万円で、残りの3億2,780万円が企業団が起債する企業債となります。

関係市負担金は、先に述べました一般会計出資債1億8,620万円と非適債である基本計画委託費の負担金2,000万円を加えまして、合計2億620万円となり、各市の負担額は、それぞれ1億310万円となります。

次に、基本計画委託費及び実施設計委託費についてのご質問にお答えいたします。

基本計画につきましては、建築設計の骨格を定めるものであり、実施設計は基本計画に基づいて、詳細な設計を行うものでございます。

設計業者の選定に当たりましては、設計者の柔軟で、高度な発想力、豊富な実績、優れたアイデア、技術力などを持った業者を、広く全国から求めるため、公募型プロポーザル方式といたしました。

業者選定に当たっては、事業者、担当職員の実績、資格並びに技術力の書類審査、技術提案のヒアリング審査を実施し、見積額を含めた総合評価により、選定委員会において選定していきたいと考えております。

次に、開設支援業務についてのご質問にお答えいたします。

開設支援業務の内容、選定経過につきましては、先程の立石議員にお答えいたしましたとおりでございます。

また、選定結果につきましては、2月26日に企業団のホームページに掲載し、公表したところでございます。

なお、参加業者数、業者名等につきましては、開設支援の契約業務を現在進めている途中であること、また、設計業者の選定を並行して進めていることもあり、公表は予定しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で、大眉議員のご質問に対するお答えといたします。

【「議長、4番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

4番、大眉均議員。

○4番（大眉 均）

ありがとうございました。

今のお答えの中にありましたように、議会の開催回数は2回にこだわらな

いとお聞きしました。その都度、何かありましたら報告もいただきたいと思います。

設計・監理の委託、開設支援の委託についてホームページでも公表しないとされているが、公募型のプロポーザル方式とは言え、契約となれば随意契約になると思います。どのようにして選定がなされたのか、なぜこの業者になったのかということとなり、透明性を確保しなければならないのではないかと思います。

他の病院開設の状況を調べたが、全国的にもプロポーザル方式で行われているところが多いのですが、その結果を見ますと、近くでは奈良市立病院、松戸市立病院、東金市地域医療センター等については、公開の仕方はそれぞれ少し違うが明らかにされております。

先ほどお答えがありましたが、何者応募があったかも明らかにしないとのことであったが、そういう点でどうなのかなと思っています。最優秀者、優秀者があり、どちらか事故があった時は片方にすることですが、この業者が交渉相手ということで、契約金額、契約内容についてはこれから交渉して決められると理解しています。

そういう点で、なぜこの業者にしたのかを明らかにする必要があると思います。交渉過程であるため明らかにできない。金額についても、先ほど企業長から公表しないものであると答弁もありましたが、どうなのかなと思います。

開設支援業務の内容、いずれ設計・監理業務の業者も決定すると思います。設計は平成22年度中に完成するスケジュールであり、先ほど鈴木議員からも質問もありましたが、市民の方々、両病院に従事されている方々の意見を設計なり、開設業務について反映させていく必要があると思います。

業者が決まったからと言って、設計が決まったわけではなく、これから設計において、そのような方々の意見を反映していかなければならないと思いますので、その取り組み方法等をお示し願いたい。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

蓬萊企業長

○企業長（蓬萊 務）

1点目は、2回の議会の開催回数ですが。これは最初に申し上げましたとおり、皆様のご意見を尊重し、また、我々から、ぜひとも皆様方にお諮りしたい、どちらがということではなく、市民にとって不利益が被らないよう、また、企業団として事業が的確に進められるために、むしろ皆様に情報公開

をしながら相談し、率直な意見交換の場としての議会としたい。

お互いに、情報交換を綿密に行っていくことの共通認識をしておくことは当然のことと考えております。積極的なご意見をいただくことは、むしろ進めやすいと思います。

2点目の、プロポーザル方式については、入札制度の取扱いについて見解の相違があります。先ほどいくつかの例を示されたが、そこはいくらの見積額で、最終いくらで決定したかまで、はっきりしされているのであれば、多分そこはかなり高い価格で決まっているのではないかと思います。値段だけの問題ではなく、質の問題も含め、決める必要があります。

民と官との契約交渉を見ますと、公表と言う名はきれいですが、結果的には市民に大変負担をかけた契約が圧倒的に多い。それは、行政の最大の欠陥です。小野市では、職員に安易な名刺交換はするなどと言っており、各部署の名刺受けを廃止しています。

価格交渉は、高度な交渉能力が必要であり、例えば、ぎりぎりの線の見積が出て、それで納得できたとしても、もうひと呼吸おくかおかないか、品質を重視した企業の社会的責任、資本力、実績を加味した時に価格だけではなく、どこかで線を引かなければなりません。

しかし一方では、良質の成果をいかに安く調達するかという戦略があり、本当に物を買う実力があるならば、随意契約ほど望ましいことはない。それを行うと、どうしても能力に個人差があるため、入札を行っている現状がある。

行政は入札制度に頼っておりますが、入札だけがすべてではない。随意契約には随意契約なりの厳しさ、随意契約による良質の契約ができる。企業団にとって、どこで契約することが最終的にいいのかどうか、微妙な価値観の判断、多様性はある程度認めなければならない場合もあります。

そのような段階であるため、随意契約、入札、あるいは交渉折衝していか
に価格を決めるかという、プロセス管理のやり方を申し上げたのですが、今の段階で公表するのは、時期的に早いということで、現段階ではご説明しないということではなく、でき得ない状況であることをご理解賜りたい。

【「議長、4番」の声あり】

○議長（藤本幸作）

4番、大眉均議員。

○4番（大眉 均）

わかりました。一定期間を経過すれば、委員の名簿、経過等も公表できるということですね。

【「議長」の声あり】

○議長（藤本幸作）

蓬萊企業長

○企業長（蓬萊 務）

申すまでもなく、基本的に我々は、隠そうという気などはもうとうござい
ません。むしろ情報を公開する方が楽です。そのようなことは、きっちり報
告しますが、どの段階で行うかについては、ある程度、企業団の組織にお任
せ願わなければ、みんな真剣に勝負をやっているわけであり、それに対して
ポジティブな、また、モチベーションが上がらないといけない。

一生懸命ここまで折衝を行い、いろんな情報を精査し、これがギリギリの
線という状況下になって、「そんな値段でだれが決めたのか」そのような話
になると、「ではあなたやりなさい」といことになってしまう。

民間の場合は、成果によるインセンティブ給として跳ね返る。行政の場合
は、そのようなことがないため、やる気をそがないよう、モチベーションを
維持させて、使命感を果たすよう皆様のご支援を賜りたい。

これは今後の契約状況の一番大事なところですので、どのようにしてモチ
ベーションを持ちながら、我々は重要な使命を果たしていくか。ここに、企
業団にお任せいただきたいというところがあります。後で公表することは、
当然のことですので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（藤本幸作）

以上で、通告による発言は終わりましたので、これにて質疑並びに一般質
問を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論については、通告がありませんので、これを終結します。

採決ですが、簡易採決でよろしいですか。

【「異議なし」と声あり】

これより報告第1号から第9号議案まで、以上20件を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号から報告第11号までの専決処分を承認することに、ご異議あ
りませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって報告第1号から報告第11号までは、承認
されました。

お諮りいたします。

第1号議案から第8号議案までの条例及び予算を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって第1号議案から第8号議案までは、可決されました。

お諮りいたします。

第9号議案の監査委員の選任に同意することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって第9号議案は、同意することに決定いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

今期定例会に提出されました案件は、ただいま全部議了いたしました。

<副企業長閉会あいさつ>

○議長（藤本幸作）

この際、藪本副企業長のごあいさつがございます。

○副企業長（藪本吉秀）

第1回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

記念すべき第1回企業団議会定例会におきましては、企業団の礎、根幹となるべき条例、予算、監査委員の関係等々、議員の皆さま方には適切なるご決定をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

この企業団につきましては、開会のあいさつで企業長も申し上げましたように、20年先、30年先を見据え、両市民の命を守る砦として、これを築いて行かなければならない。本当に大切な第一歩を本日、踏み出させていただいたと思っております。

私自身も、いろんな関係で一部事務組合の議会に出させていただいておりますが、このように活発なご議論をいただき、初回のスタートを切らせていただいたこと、議員の皆様方の真摯なご努力に敬意を表する次第でございます。形式的な組合議会の運営ではなく、本会議に近い形での運営をしていただいたことに厚くお礼を申し上げます。

また、役員改選の時期等々が迫ってくるわけで、今後どうなるかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、私どもは2回の定例会に決してこだわっておりません。

案件があるたびに、お互いに意見交換をさせていただきながら、それが議員協議会になるのか、或いは臨時会になるのかは別にいたしまして、両市民の立場で議論していただく中で、それは三木市でもない、小野市でもない、企業団という一つの組織としてどうあるべきか、そのような議論をさせていただきたいと思う次第でございます。

今日、土地の取得についての話が、近々の課題として浮上してきたわけですが、近い時期に議員の皆様へ、ご審議を賜る機会が出てこようかと思っておりますので、その際には適切なるご議論を賜りたいと思います。

季節柄、春が近づいたとはいえ、まだまだ冷え込む時期もあろうかと存じます。議員の皆様方におかれましては、それぞれの市議会での本会議がこれから始まるわけでございます。皆様方のご研鑽、ご健勝を祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。本当に、本日はどうもありがとうございました。

<閉会>

○議長（藤本幸作）

お諮りいたします。

これにて閉会してご異議ありませんか。

【「異議なし」と声あり】

○議長（藤本幸作）

ご異議なしと認めます。よって、第1回北播磨総合医療センター企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

【午後4時22分 閉会】

<議長閉会あいさつ>

○議長（藤本幸作）

第1回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、企業団の基礎をなす各種の条例の制定をはじめ、新年度予算の審査など、大変に重要な定例会でありました。議員各位には、会議中、慎重なる御審議をいただき、それぞれ適切、妥当な結論を得て、ここに滞りなく議了できましたことは、企業団の運営ため、誠に御同慶に存じますとともに、各位の御精励に対しまして、衷心より深く感謝を申し上げる次第でございます。

いよいよ陽春の好季節となつてまいりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意をいただき、ますます御活躍くださいますよう御祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございます。

いました。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北播磨総合医療センター企業団議会

議長 藤本 孝 作

会議録署名議員 鈴 垣 元

会議録署名議員 加 岳 井 茂

